

令和7年度 文教民生常任委員会視察レポート

委員氏 名	殿本 マリ子
----------	--------

視察先	東京都江東区	テーマ	学校選択制度について
日 時	10月31日（金）10時00分～11時30分		

市政の課題の解決に向けて、参考になると思われることと考察について

趣旨としては

(1) 開かれた学校を目指し特色ある学校づくりを学校の活性化と促進するため保護者の要望により子供に適した学校を選択できる制度を実施する。

(2) 学校選択制度により以下の目的の達成を図る

①保護者等の多様なニーズに応える。

②保護者の学校への関心自ら選んだ責任による学校への協力意識を高める。

③選択による評価で教職員が経営感覚を身につけることにより 教育改革の促進を図る。

④選択されるための特色ある学校づくりを展開し学校の活性化を図り、開かれた学校づくりを促進する。

以上のような趣旨のもとこの学校選択制度がつくられました。

小学校においてはその年度により自由選択制度や隣接区域選択制があり、中学校においては自由選択制が多いようです。小学校においては徒歩 30 分圏内で中学校においては区域全域で公共交通機関の利用は可能であると言っています。学校選択においては 9 月中旬に学校ガイド希望票の発送を小学校と中学校に送り 12 月に公開抽選をし、1 月に入学通知を

するスケジュールになつてることです。この選択制を導入するにおいて、緻密に議論され今この制度を導入して20年以上が経過することは生徒、先生、保護者にとって江東区の学校選択制度が軌道に乗つてゐるということでしょう。素晴らしい改革であると思います。

この制度を本市に置き換えるとすると小学生は江東区のように隣接する小学校はほとんど歩いて通える地域ではなく、バス送迎や保護者の送迎となり、そうなると交通事情なども考慮しなくてはなりません。しかし学校を選べることについては市も考えねばならないと思います。

中学校の場合は学校選択制度を導入できますがここにおいても山から海までの範囲が広くまずはバスなどの公共交通の整理をしないと難しいと感じられました。

また江東区の小中学校においては、特に運動や勉強または他のことについて色々優秀な学校に生徒が集中したりしないと言っていました。あくまでも毎年生徒の入れ替えもあるので、特別にこの中学校がずっと運動や勉強ができる生徒が集中することはないそうです。生徒や保護者で学校を決めるということは学校に対してもいろんな責任を持つということで学校 자체を大事に思う気持ちも大きいと思われます。自分が選んで卒業した学校に誇りを持つ意識も生まれると思います。公共のものを大事にし、先生方に対して大事な先生であるのでその授業もしっかりと受けるという姿勢につながるのではないかでしょうか。岸和田はやはり、それぞれの学校校区が離

れているのでなかなか選択制度は難しいか分かりませんが、やはり今後、子どもや保護者などどのような学校作りをして欲しいか そこから始めなければならぬと思いました。

今回の視察において学校を選択制度の良さを勉強させていただきました 今後 本市においても この学校選択制度を話し合っていきたいと思います。

令和7年度 文教民生常任委員会視察レポート

委員氏名	藤原 豊和
------	-------

視察先	東京都江東区	テーマ	学校選択制度について
日 時	10月31日（金）10時00分～11時30分		

市政の課題の解決に向けて、参考になると思われることと考察について

江東区の「学校選択制度」に関する視察では、制度導入の背景や運用方法、そして制度がもたらしている効果と課題について丁寧な説明を受けました。江東区の学校選択制度は平成14年度から開始されており、その背景には文部科学省による通学区域の弾力化方針があります。加えて、同区では高層マンション建設が進み、急激な人口変動によって通学区域の線引きだけでは調整しきれない状況が生まれたことから、「多様な選択肢の提供」と「人口偏在の柔軟な調整」という二つの目的を併せ持つ制度として運用されてきました。

制度の対象は小学校・中学校の新1年生のみで、小学校は徒歩30分以内、中学校は区内全域を選択範囲としています。特に中学校では公共交通機関の利用も認められており、部活動や学校の雰囲気を踏まえて選択できる点が特徴です。制度運用の流れも非常に整理されており、9月に全家庭へ配布される「学校ガイド」を起点として、学校説明会、希望調査、一次選定、公開抽選、補欠登録、最終決定と進むため、手続きの透明性・公平性が高い仕組みになっています。公開抽選もアナログ方式で実施され、保護者に対して納得感を確保する工夫がなされている点が大きな特徴でした。

制度導入により得られた効果として、第一に「保護者・児童生徒の学校への関心向上」が挙げられます。学校ガイドや説明会を通じて、保護者が学校を比較し、主体的に情報を得ようとする文化が根づいているとのことでした。第二に「学校側の魅力向上への努力」が挙げられ、選ばれる学校となるために、教職員が校内環境改善や特色づくりに力を入れるようになり、結果として学校運営全体の質の向上につながっていると説明がありました。第三に「人口偏在の調整機能」を制度が担っている点も重要です。マンション開発が進む地域では児童数が急増し、逆に山手の地域では減少するという状況が続いているが、学校選択制度があることで、一定の調整が可能となり、地域間の不公平感を緩和する効果もあるとのことでした。

一方、課題も示されました。特に中学校では人気校への集中が起こりやすく、学校間の規模格差が拡大する可能性があります。そのため教育委員会が各校の受入枠を設定するなど、偏りを抑える工夫を行っていました。また、通学範囲の拡大は安全面への配慮が必要となるほか、地域コミュニティとの結びつきが弱まるという懸念もあるため、制度運用には慎重さが求められるとの指摘もありました。

江東区の制度を岸和田市へそのまま適用することは、地理条件や人口密度、学校数の違いから容易ではありません。しかし、「制度そのもの」よりも、「制度を支える発想」にこそ学ぶべき点があると強く感じました。特に、学校ガイドによる情報公開、学校ごとの特色発信、学校説明会の強化、そして「保護者が選択肢を持つこと」による当事者意識の向上などは、岸和田市でも比較的導入しやすく、学校の魅力の可視化は教育課題の解消にもつながると考えます。

さらに、江東区では徒歩 30 分以内に複数の小学校が存在するケースが多いため選択肢が成立していますが、岸和田市では地理的に徒歩圏内に複数校が存在しない地域もあるという課題があります。このため「選択肢を作ろうとしても物理的に行けない」という構造的問題が起きることが考えられます。したがって、もし岸和田市が学校選択制度の導入やそれに準ずる取り組みを検討するのであれば、通学バスの導入や交通手段の確保なども含めて設計する必要があり、これは児童生徒の減少が進む本市において特に重要な視点であると感じました。

児童生徒数が減少する中、学校規模の適正化や地域間格差の解消は、今後避けて通れない課題です。江東区の取り組みから得られる最大の示唆は、「制度を導入すること」ではなく、「選択できる環境を整えること」が市民の信頼向上、学校の努力促進、教育の質向上につながるという点です。今回得た知見を踏まえ、岸和田市においても学校の魅力づくりや情報公開、通学環境の整備などを通じて、より良い教育環境の構築を目指す必要があると考えます。

令和7年度 文教民生常任委員会視察レポート

委員氏名 小西 拓楨

視察先	東京都江東区	テーマ	学校選択制度について
日 時	10月31日（金）10時00分～11時30分		

市政の課題の解決に向けて、参考になると思われることと考察について

1. 視察の目的

本視察は、東京都江東区において導入されている「学校選択制度」について、その制度設計の背景、運用実態、課題および成果を多角的に把握し、本市における教育環境整備の参考とする目的として実施したものである。

江東区は都市部特有の人口集中や住宅開発に伴う児童数の急増に直面しており、従来の学区制度では柔軟な対応が困難であった。こうした背景のもと、同区では「子どもたちの学ぶ場の選択肢を広げる」という国の方針を踏まえ、学校選択制度を制度化し、地域課題の解決と教育の質の向上を両立させる取り組みが進められている。

2. 制度の概要

江東区の学校選択制度は、通学区域制度の弾力的運用を求めた旧文部省通知（平成9年）を契機に、指定校変更の申請増加と公平性確保の必要性から制度化されたものである。制度の骨子は以下の通りである。

- 選択可能校の範囲: 小学校は「徒歩30分以内」の範囲にある学校の中から1校を選択可能。中学校は区内全域から選択可能。
- 受入人数の算定方法: 各校の「基準学級数×32人」を上限とし、通学区域内の入学予定者数を基に算出。教室数に余裕がない場合は加算なし。
- 抽選制度: 希望者多数の場合は公開抽選を実施。立会人を置き、公正性を確保。
- 優先措置: 兄姉が在籍している場合や、転居予定が確定している場合は無抽選で当選。
- 通学支援: 交通費支給やバス運行は行っていない。
- 情報提供: 学校ガイドの配布、学校公開・説明会の実施により、保護者の選択を支援。

制度導入により、通学区域の柔軟な運用が可能となり、収容調整や保護者の希望への対応が制度的に担保されるようになった。

3. 視察を通じての所見

(1) 地域特性に応じた制度設計の重要性

江東区では、都市部特有の人口密集と住宅開発により、学区ごとの児童数に偏りが生じていたが、学校選択制度の導入により、学校間のバランス調整が可能となっていた。特に、徒歩30分以内という選択範囲の中に5~6校が含まれる地域が多く、制度上の選択肢が実質的に確保されている点は、地理的条件に恵まれた都市部ならではの特徴である。

一方、岸和田市においては、地形や学校配置の関係から、徒歩30分以内に選択可能な学校が1~2校に限られる地域が多く、同様の制度を導入する場合には、通学距離の制限が選択の自由度を著しく狭める可能性がある。したがって、制度設計にあたっては、地域の地理的条件や交通事情を十分に加味し、柔軟な運用や補完的な支援策の検討が不可欠であると感じた。

(2) 選択理由の傾向と教育の質への影響

保護者が学校を選ぶ主な理由として、「新築・改築された学校で学ばせたい」といった施設面(ハード面)の要素が大きく、教育内容や特色(ソフト面)による選択は一定程度に留まっているとの説明を受けた。これは、教育の質の向上や特色ある学校づくりが制度の本質であるにもかかわらず、施設の新しさが選択動機の中心となっている現状を示しており、制度運用においては教育的価値の可視化と発信が不可欠である。

なお、教育の質に関する定量的な評価や制度導入後の学力・学級環境への影響については、現時点で実証的な分析は行われていないことであり、今後の制度改善に向けた課題と捉えられる。

(3) 制度の成熟と中学校における特色的活用

制度導入初期は選択希望者が増加したが、現在は小学校において選択率が減少傾向にあり、制度は定期を迎えており。一方、中学校では依然として一定の選択率を維持しており、特に「その学校にしかない部活動」や特色ある教育活動が選択理由となっている。これは、制度が単なる通学区域の調整に留まらず、学校の魅力づくりや教育活動の多様化を促進する契機となっていることを示しており、岸和田市においても中学校段階での特色づくりと制度活用の可能性が示唆された。

(4) 公平性と制度運用の工夫

公開抽選の実施、立会人の配置、基準学級数の設定など、公平性確保のための運用体制が整備されている点は、制度の信頼性を支える重要な要素である。また、制度利用者からの意見を学校ガイドの記載方法に反映するなど、改善に向けた柔軟な対応も見られた。

一方で、希望校に落選した児童が不登校傾向となる事例や、地域との結びつきが希薄になる懸念など、制度の副作用にも留意が必要である。特に、低所得世帯への通学支援が行われていない点は、制度の公平性を考える上で今後の検討課題となる。

4. まとめと今後の展望

江東区の学校選択制度は、都市部の人口構成や地理的条件を踏まえた柔軟な制度運用がなされており、通学区域の弾力化、収容調整、特色ある学校づくりなど、複数の目的を同時に達成する仕組みとして一定の成果を上げている。

岸和田市において制度導入を検討する際には、以下の視点が重要である。

- 地理的条件に応じた選択範囲の設定と通学安全性の確保
- 教育内容や特色の発信による学校魅力の向上
- 公平性を担保する抽選制度と情報提供体制の整備
- 支援が必要な世帯への通学支援の検討
- 教育の質に関する定量的評価指標の導入

加えて、私見として、江東区が掲げる「スポーツと人情が熱いまち」というスローガンは、岸和田市が誇る「日本一のスポーツのまち岸和田」という理念と通じるものがあると感じた。人情味あふれる地域性や、スポーツを通じた地域活性の姿勢は、両市に共通する魅力である。

私自身、前職でプロキックボクサーとして活動していた際、江東区のディファ有明や有明コロシアムで試合を行った経験があり、地域のスポーツ文化や施設設計の厚みを肌で感じてきた。また、江東区の海岸線沿いにはペット同伴でバーベキューができる施設など、市民が自然と触れ合いながら過ごせる空間が整備されており、都市型の海岸利用の好例といえる。岸和田市においても、海岸沿いの空間整備や活用方法を検討する際には、江東区の事例が大いに参考になると感じた。

本視察を通じて、制度の理念と運用実態を多面的に学ぶことができ、今後の本市教育行政および都市空間の活用を考える上で、極めて有益な機会となった。

令和7年度 文教民生常任委員会視察レポート

委員氏名	海老原友子
------	-------

視察先	東京都武藏野市	テーマ	学校選択制について
日 時	10月31日（金）10時00分～11時30分		

市政の課題の解決に向けて、参考になると思われることと考察について

都内でも未実施の区が小学校で13区、中学校で6区あり、実施しているところでもその形態も自由選択性、隣接区域選択制があることが分かった。中学生は本人の希望が明確になるが、小学校では、その趣旨にあるように「保護者のニーズに応える」というものである。子ども自身に選択権も決定権もないにもかかわらず、選択制という矛盾を感じる。また、行政としては実に大変で煩雑な業務であるという、担当課の方の本音をお聞きすることができた。「自由に選択できる」という聞こえの良い国の方針は、地元自治体行政の業務を全く無視した机上の施策ではないかと思う。

新しくマンションや住宅ができることで児童・生徒数が増加することが見込まれる場合の対応などは、自治体の課題であり、10年20年後を見越した計画が必要になることも理解した。しかし、全区的に選択性というのは、学校間、地域間の格差を助長するのではないかと危惧する。それを解消するためのソフト面等での対応もされていることがよく分かったが、それも行政の大きな負担になっていると思った。

本市でも、教育に関しては多くの課題がある。学力・学習状況調査の名のもと、全国、大阪府、岸和田市版と実施学年は異なるが、子どもたちはテストなるものを多く受けさせられている。成績の良し悪しで子どもを判断しているわけではないと考えるが、子どもたちも先生たちも、競争に追いたてられ、疲弊してはいないだろうか。

自宅から近い、地域の学校で、少人数で、先生の目と手が行き届く教育が行えたなら、どの子ものびのび豊かに発達すると思われるし、そのことを保障すべき行政の責任があると思う。

今回の視察で、丁寧に説明していただいたことに心から感謝し、担当課のご努力を知ることができた。同時に、改めて教育の在り方を考える機会を得た。

令和7年度 文教民生常任委員会視察レポート

委員氏名	岸馬光一
------	------

視察先	東京都江東区	テーマ	学校選択制度について
日 時	10月31日(金) 10時00分～11時30分		
市政の課題の解決に向けて、参考になると思われることと考察について			
<p>江東区の学校選択制度とは江東区立小学校、中学校、義務教育学校に入学する場合、通学区域制度により住所地で入学する学校を決められています。学校選択制度は小学校、中学校、義務教育学校にそれぞれ入学する際に限り指定校以外の学校を希望することができる制度です。通学区域外からの受入れ可能な人数は各学校により異なり、通学区域外からの希望者数が受入可能人数を超えた場合は公開抽選により入学希望者を決定します。江東区では学校と家庭、地域が一体となって子どもの成長を支えていく教育を行っているので学校選択に賛成ですが、地域行事や学校行事、PTA活動に積極的に参加することを進めています。学校選択できる要件は①江東区内に住んで②学校選択希望票を提出でき③毎年4月に小学校、中学校、義務教育学校へ入学予定の方に限られています。学校選択できる学校および範囲は小学校、義務教育学校は児童(新1年生)が徒歩で30分以内で通学できる範囲かつ、通学区域外からの受入れができる小学校です。(距離の目安は2km以内)中学校は区内全域で受入れ可能で、自転車通学は禁止。通学における公共交通は可能とのことです。</p> <p>江東区では家から徒歩30分以内で行ける小学校は4～5校あり選択可能ながこれを岸和田市に当てはめるのは少し無理があるような気がします。</p>			

令和7年度 文教民生常任委員会視察レポート

委員氏名

田中 市子

視察先	東京都江東区	テーマ	学校選択制度について
日 時	10月31日（金）10時00分～11時30分		

市政の課題の解決に向けて、参考になると思われることと考察について

江東区は面積42.99km²、人口約54万1千人。小学校46校、中学校24校。

学校選択制を導入した背景には、H9年、国が通達「通学区域制度の弾力的運用について」を発出したこと。加えて江東区ではマンションの急増で、子どもたちが一番近い学校に入学できないいびつな校区設定になってしまっていたことで、その改善のためにも選択制が有効だったことがある。

選択の範囲は、小学校は徒歩30分以内（目安2km）中学校は区内全域で公共交通機関の利用可能（いずれも自転車は不可）。対象は小中の新1年生。前年度の9月下旬から11月中旬にかけて希望者が申請し、公開抽選によって決定される。小学生の場合は、一番近い学校を保護者が選択することがほとんどで、中学生の場合は希望する部活動がある学校を本人が希望するといったように学校の特色で選択することが多いとのことだった。

趣旨として、「開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりと学校の活性化を促進するために保護者の要望により子どもに適した学校を選択できる制度を実施する。」等といったことが掲げられている。また、選択のための情報提供は主に学校ガイドの配布や学校公開、学校説明でおこなっているとのことであった。

江東区の場合、学校選択制の最大の利点は、小学生が一番近い学校に通うことができるようになるということであろう。また、自分の希望する部活の有無等で子ども自らが選択できるというのも利点ではある。一方で、この制度を実施するための抽選実施などに大きな労力と時間が割かれていることもわかった。本市とは学校の立地状況や交通の利便性、子どもの数等が大きく異なることもあり、学校選択制が本市の課題解決につながるとは考えづらかったが、子どもたちが通いたい学校にするために、入学前から期待を持てたり不安を解消できたりするよう事前の情報提供等への工夫は参考になった。

令和7年度 文教民生常任委員会視察レポート

委員氏名	岩崎雅秋
------	------

視察先	東京都江東区	テーマ	学校選択制度について			
日 時	10月31日（金）10時00分～11時30分					
市政の課題の解決に向けて、参考になると思われることと考察について						
○いじめを受けていた児童が通学区域外へ行けると考える。ただし、公開抽選の為、漏れた場合は個別案件になる。						
○希望する部活動のある学校への入学希望を叶えることが可能になるのは良いことである。						
○やり方によっては、通学区域の偏りを緩和することができる。						

令和7年度 文教民生常任委員会視察レポート

委員氏名	松本妙子
------	------

視察先	東京都江東区	テーマ	学校選択制度について			
日 時	10月31日（金）10時00分～11時30分					
市政の課題の解決に向けて、参考になると思われることと考察について						
<p>江東区立小学校・中学校・義務教育学校に入学する場合、通学区域制度により居住地で入学する学校（指定校）がきめられている。学校選択制度は、小学校・中学校・義務教育学校にそれぞれ入学する際に限り、指定校以外の学校を希望することができる制度である。</p> <p>通学区域外からの受け入れ可能人数は各学校により入学予定者を決定する。クラブ活動や、それぞれ学校の特色を生かせて入学希望できるので、一人一人の個性を發揮でき、子どもたちの頑張る意欲も出てくるのではないかと思う。開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりと学校の活性化を促進するため、保護者からの強い要望もあり、こどもに適した学校を選択できる制度の実施している。</p> <p>学校選択の自由化は「教育を受ける側の自由、権利の保護」として行政が対応すべき施策として位置づけられているということであった。行政側のご苦労があるかと推察するが、素晴らしい取り組みと思う。</p>						